

感染症対応\_様式7\_業務分類(縮小業務)

**2 縮小業務の考え方**

- ・ 外出制限の措置等が講じられた結果、家族による介護が可能となった利用者に対するサービスを縮小する。
- ・ 利用者の生命維持に重大・緊急の影響がないと考えられる援助の一部を状況に即して抑制する。

優先業務	業務内容
1. 家族による介護が可能となった利用者への訪問介護サービス	・ 新型コロナ感染等の流行により外出制限の措置等が講じられた結果、家族による介護が可能となった利用者への訪問介護サービスを縮小（訪問回数の抑制）を行う。
2. 生命維持に重大・緊急の影響がない訪問介護サービス	・ 生活援助のうち、環境整備、掃除、洗濯、ベツトメイク、衣類の整理。被服の補修といったサービスについて、状況に即して当該利用者への提供を縮小する。
3.	